

介護老人保健施設 LA・LA・LA及び介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型 (短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中野会が開設する介護老人保健施設LA・LA・LA及び介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型（以下「当事業所」という）が行う短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 短期入所療養介護の提供に当たって、当事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、当事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 LA・LA・LA
- (2) 名称 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
所在地 愛知県半田市更生町一丁目123番地の13

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設 LA・LA・LA
- ① 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
- | | |
|-------------------|---------------|
| 医師 | 1名以上 |
| 薬剤師 | 1名以上 |
| 看護職員 | 7.7名以上（常勤換算） |
| 介護職員 | 19.3名以上（常勤換算） |
| 支援相談員 | 1名以上 |
| 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 0.8名以上（常勤兼務） |
| 管理栄養士または栄養士 | 1名以上 |
| 介護支援専門員 | 1名以上 |
- 従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。

- ③ 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。
- (2) 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
- ① 管理者 1名 (常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
- | | |
|-------------------|---------------|
| 医師 | 1名以上 |
| 薬剤師 | 1名以上 |
| 看護職員 | 1.7名以上 (常勤換算) |
| 介護職員 | 5.3名以上 (常勤換算) |
| 支援相談員 | 1名以上 |
| 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 0.2名以上 (常勤換算) |
| 管理栄養士又は栄養士 | 1名以上 |
| 介護支援専門員 | 1名以上 |
- 従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(事業の内容及び利用料等)

第5条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
 - (2) 機能訓練及びその他必要な医療
 - (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
- 2 その他の費用
その他の費用として、居住費・食費・日用品費・教養娯楽費等利用料を別に定める料金表のとおり支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- 3 利用者は、前項各号に掲げる費用の額に係わる事業の提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該事業の内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、半田市、阿久比町、武豊町、常滑市の区域とする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 入所生活においては、当事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - (3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第8条 当事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第10条 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人役員と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。